

1問 後遺障害に係る損害賠償について、中間利息控除の算定の始期は症状固定時とするのが実務上一般的だと聞いているが、中間利息算定に用いる法定利率を「その損害賠償の請求権が生じた時点」におけるものとする旨の第417条の2の規定により、中間利息控除の算定の始期に関する現在の実務に影響を与えないか、法務当局に問う。

（答）

（） 1 中間利息控除の起算点について

中間利息の控除とは、交通事故などの不法行為又は安全配慮義務違反などの債務不履行に基づく損害賠償の額の算定に当たり、将来の逸失利益等を現在価値に換算するため、損害賠償算定の基準時から将来利益を得られたであろう時点までの利息相当額（中間利息）を控除することをいう。

ご指摘の中間利息控除の算定の始期とは、具体的には後遺障害に係る逸失利益の発生期間の始期をいうものと認識しているが、それがいつであるのかについては、ご指摘のとおり、症状固定時とするのが実務の大勢であるが、なお異なる見解もあると承知している（注1）。

（） 2 改正法案による影響について

改正法案第417条の2とこれを準用する第722条第1項では、この中間利息控除に関して新たなルールを設けているが、これは、①中間利息を控除する際には法定利率によるという判例法理（注2）を明文化するとともに、②法定利率の変動制を導入したことに伴い、どの時点の法定利率を中間利息控除に用いるのかについて、新たにその基準時を定めておく必要が生じたことから、交通事故があった時点等の損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率を適用すること

とするものである。

したがって、ご指摘の中間利息控除の算定の始期を含めた現在の実務における解釈には、影響を及ぼすものではないと認識している。

(注1)日弁連交通事故相談センター東京支部「損害賠償額算定基準(赤い本) 2015」上巻84頁は、「中間利息控除の基準時は症状固定時とするのが実務の大勢であるが、事故時とする裁判例も見られる。」としている。北河隆之『交通事故損害賠償(第2版)』(2016、弘文堂)196頁も同旨。

(注2)判例(最判平成17年6月14日)は、「民法404条において民事法定利率が年5%と定められたのは、民法の制定に当たって参考とされたヨーロッパ諸国的一般的な貸付金利や法定利率、我が国的一般的な貸付金利を踏まえ、金銭は、通常の利用方法によれば年5%の利息を生ずべきものと考えられたからである。そして、現行法は、将来の請求権を現在価額に換算するに際し、法的安定及び統一的処理が必要とされる場合には、法定利率により中間利息を控除する考え方を採用している。例えば、民事執行法88条2項、破産法99条1項2号(旧破産法(平成16年法律第75号による廃止前のもの)46条5号も同様)、民事再生法87条1項1号、2号、会社更生法136条1項1号、2号等は、いずれも将来の請求権を法定利率による中間利息の控除によって現在価額に換算することを規定している。損害賠償額の算定に当たり被害者の将来の逸失利益を現在価額に換算するについても、法的安定及び統一的処理が必要とされるのであるから、民法は、民事法定利率により中間利息を控除することを予定しているものと考えられる。このように考えることによって、事案ごとに、また、裁判官ごとに中間利息の控除割合についての判断が区々に分かれることを防ぎ、被害者相互間の公平の確保、損害額の予測可能性による紛争の予防も図ることができる。」と判示している。

(参照条文)

改 正 案	現 行
<p><u>(中間利息の控除)</u></p>	
<p><u>第四百十七条の二 将来において取得すべき利益についての損害賠償の額を定める場合において、その利益を取得すべき時までの利息相当額を控除するときは、その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率により、これをする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>2 将来において負担すべき費用についての損害賠償の額を定める場合において、その費用を負担すべき時までの利息相当額を控除するときも、前項と同様とする。</u></p>	<p>(損害賠償の方法及び過失相殺)</p>
<p>(損害賠償の方法、<u>中間利息の控除</u>及び<u>過失相殺</u>)</p>	<p>第七百二十二条 第四百十七条の規定は、不法行為による損害賠償について準用する。</p>
<p>第七百二十二条 第四百十七条及び第四百十七条の二の規定は、不法行為による損害賠償について準用する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>2 (同左)</p>

平成29年4月12日（水）
畠野君枝（共産）

衆・法務委員会
対法務当局（民事局）

2問 改正法案における「定型約款」について、具体的に
はどのようなものが該当するのか、法務当局に問う。

（答）

1 定型約款に関する規定の適用対象について

改正法案においては、ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものを「定型取引」と定義した上で、定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体を「定型約款」と呼んでいる（第548条の2第1項柱書き参照）。

この定型取引に該当する取引は、画一的な内容であることが合理的であると客観的にも評価することができるものであるため、取引の相手方である顧客は契約の細かな内容には関心を持つことがなく、その内容を認識しないままに契約を締結するのが通常であるものと想定される。

したがって、一般的に言えば、事業者が極めて多数の顧客を相手に契約を締結するような取引であり、かつ、取引を円滑に行う観点から、契約条項を事前に事業者が作成しておくような取引が該当するものと考えられる。

2 具体例について

このような定型約款の身近な具体例としては、鉄道の運送取引における運送約款（注1）、宅配便契約における契約約款、ワープロソフトの購入契約に付帯する購入約款、電気供給契約における電気供給約款、保険取引における保険約款などや、インターネットを通じた物品売買における購入約款などが広く該当すると考えられる（注2）。

（注1） JR東日本では「旅客営業規則」という名称であるが、JR

東海では、旅客営業規則、身体障害者旅客運賃割引規則、ICカード乗車券取扱約款等を総称して「運送約款」と呼称している。また、東京メトロでは、旅客営業規程、ICカード乗車券取扱規則等を総称して「運送約款」と呼称している。

(注2) これらの他にも、普通預金規定、コンピュータソフトウェアのライセンス規約など様々なものが定型約款に該当すると考えられる。

(参照条文)

改 正 案	現 行
<p><u>(定型約款の合意)</u></p> <p><u>第五百四十八条の二 定型取引（ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることが双方にとって合理的なものという。以下同じ。）を行うことの合意（次条において「定型取引合意」という。）をした者は、次に掲げる場合には、定型約款（定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。以下同じ。）の個別の条項についても合意をしたものとみなす。</u></p> <p>二 <u>定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。</u></p> <p>二 <u>定型約款を準備した者（以下「定型約款準備者」という。）があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。</u></p> <p>2. <u>（略）</u></p>	<p>(新設)</p>

平成29年4月12日（水）
畠野君枝（共産）

衆・法務委員会
対法務当局（民事局）

3問 公証人の面前で保証意思確認手続をし、更に公正証書で保証契約を締結するような事案に関して、公正証書の濫用による保証人に対する取立被害を防止するために、改正後の第465条の6の規定する保証意思の確認手続と保証契約の締結との間に熟慮期間を設けるべきではないか、法務当局に問う。

（答）

1 第465条の6の規定について

改正法案では、事業のために負担した貸金等債務に関し、保証人になろうとする者は、保証契約を締結する前に、公証役場に赴き、保証意思宣言公正証書の作成を嘱託することとしており、保証意思宣言公正証書は、保証契約締結の日前1箇月以内に作成される必要があるが、（委員御指摘のとおり）保証意思宣言公正証書の作成後であれば、その公正証書が作成された当日であっても、執行認諾文言付の保証契約公正証書が作成されることを否定されていない。

2 改正法案での保証人保護について

しかし、保証意思確認のための公正証書は、保証人本人が自ら公証人に直接口頭で必要な事項について述べること等が法律上要求されるため（第465条の6第2項），公証役場への出頭が必要となる。したがって、保証人の意思確認のための公正証書を作成する際には、公証人が、直接保証人本人に対してその意思確認をすることになる。

このように、法改正後は、公証人において、保証人になろうとする者の意思確認を厳密に行うことにより、これまで以上の保証人の保護を可能とするものと考えられ、これに加えて、更に委員ご指摘の熟慮期間を設けることについては、保証人になろうとする者が要する手間の点にも配慮すると、相当地なものと考えられる。

〔今後、全国の公証人の組織である日本公証人連合会にお

いて、改正法案の下での公正証書の作成事務の在り方につき、実務上の観点から具体的な検討が進められるものと承知しているが、法務省としても、こうした検討の成果を踏まえつつ、改正法案の趣旨や、公正証書の作成過程において具体的にどのような事項に留意すべきであるかなどを公証人に対して十分に周知するため、適切な時期に公証事務に関する通達を発出し、万全の体制で施行を迎えるよう準備を整える所存である。】

(参考) 平成28年11月22日衆法・黒木参考人発言

「公証人による公正証書による事実確認と同日に執行証書をつくるということが懸念されているということは御指摘のとおりであります。この点は、よく考えてみると、本当に保証をするのかということについて保証人が公証人から確認された後、一日ぐらいもう一度考える機会を保証人に与えるということをすればよいのではないかと思いまして、例えば、これを、先立つ日という修正をすることで、この点の疑問が払拭されて懸念が払拭できるのではないかと私自身は思っております。」

改 正 案	現 行
<p><u>(公正証書の作成と保証の効力)</u></p> <p><u>第四百六十五条の六 事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前一箇月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じない。</u></p> <p><u>2 前項の公正証書を作成するには、次に掲げる方式に従わなければならない。</u></p> <p><u>二 保証人になろうとする者が、次のイ又はロに掲げる契約の区分に応じ、</u></p>	<p>(新設)</p>

それぞれ当該イ又はロに定める事項
を公証人に口授すること。

イ 保証契約（ロに掲げるものを除く。） 主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償
その他その債務に従たる全てのものの定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、その債務の全額について履行する意思（保証人になろうとする者が主たる債務者と連帶して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思）を有していること。

ロ 根保証契約 主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の範囲、根保証契約における極度額、元本確定期日の定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、極度額の限度において元本確定期日又は第四百六十五条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由その他の元本を確定すべき事由が生ずる時までに生ずべき主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全て

のものの全額について履行する意思
(保証人になろうとする者が主たる
債務者と連帯して債務を負担しよ
うとするものである場合には、債権
者が主たる債務者に対して催告をし
たかどうか、主たる債務者がその債
務を履行することができるかどうか
か、又は他に保証人があるかどうか
にかかわらず、その全額について履
行する意思) を有していること。

二 公証人が、保証人になろうとする
者の口述を筆記し、これを保証人に
なろうとする者に読み聞かせ、又は
閲覧させること。

三 保証人になろうとする者が、筆記
の正確なことを承認した後、署名し、
印を押すこと。ただし、保証人にな
ろうとする者が署名することができ
ない場合は、公証人がその事由を付
記して、署名に代えることができる。

四 公証人が、その証書は前三号に掲
げる方式に従って作ったものである
旨を付記して、これに署名し、印を
押すこと。

3 前二項の規定は、保証人になろうと
する者が法人である場合には、適用し
ない。

平成29年4月12日（水）
畠野君枝（共産）

衆・法務委員会
対法務当局（民事局）

4問 配偶者の保証は情義的な保証の典型例であるとの認識はあるか、法務当局に問う。

（答）

ご指摘の主債務者の配偶者については、法制審議会の審議においても、個人的情義等から保証人となることが多いとの指摘があつたものと承知している（注）。

（注）共同事業者とはいえないても、主たる債務者が行う事業に現に従事している配偶者については、公正証書の作成を要しないこととしているのは、次の理由による。

個人が事業を営んでいる場合には、その個人の財産がその事業に供され、かつ、その利益はその個人に帰属することとなるが、その個人事業主が婚姻しているときには、事業に供した個人の財産及び個人が得た利益は、その配偶者と共に形成した夫婦の共同財産であると評価され得るものである。

そして、夫婦の共同財産が事業に供されるだけでなく、その配偶者がその事業に現に従事しているのであれば、事業を共同で行う契約などが夫婦間に存在せず、共同事業者の関係にあるとまでは言い難い事例であっても、財産や労務を事業に投下し、他方で、利益の分配を受けているという点で、実質的には個人事業主と共同して事業を行っているのと類似する状態にあると評価することができる。

そうすると、個人事業主の事業に現に従事している配偶者は、その個人事業主の事業の成否に強い利害関係を有し、その状況を把握することができる立場にあるといえる。

平成29年4月12日（水）
畠野君枝（共産）

衆・法務委員会
対法務当局（民事局）

5問 「主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者」（第465条の9第3号）とはどのようなものか、実際に事業を共同経営しているかといった実態などを考慮すべきではないか、法務当局に問う。

（答）

1 配偶者の例外

改正法案においては、個人事業主の配偶者を公証人による保証意思確認の手続の例外としているが、それは飽くまでも「事業に現に従事している」配偶者に限定されている。

2 改正法案の趣旨

すなわち、比較的零細であることが多い個人事業主の事業を前提とすると、「現に事業に従事している」配偶者であれば、その事業の状況等を把握することは十分に可能であると考えられるのであり、そうであるからこそ、先ほど申し上げたように、保証意思確認の手続の例外とすることが許容されるものである。

3 具体的な内容

そして、このような趣旨に照らせば、「現に事業に従事している」とは、文字どおり、保証契約の締結時においてその個人事業主が行う事業に実際に従事しているといえることが必要であると考えられる（注1）。したがって、単に書類上事業に従事しているとされているだけでは足りず、また、保証契約の締結に際して一時的に従事したというのでは足りない。その意味において、「現に事業に従事している」かどうかの該当性は、ご指摘のように、個々のケースにおける事業等の実態を踏まえて判断されることになる。

（注1） 例えば、夫が経営する事務所において、経理を担当している妻

は、ここでいう「主債務者が行う事業に現に従事している」配偶者に当たり得るが、最終的には、実態を踏まえた個別の判断になる。

平成29年4月12日(水)
畠野君枝(共産)

衆・法務委員会
対法務当局(民事局)

6問 第448条第2項を新設した趣旨について、法務当局に問う。

(答)

1 現行法

現行法に明文の規定はないが、一般に、保証人の関与なくその負担が加重されるのは相当でないから、主債務の目的又は態様が保証契約の締結後に加重されたときであっても、保証人の負担は加重されないと解されている。

例えば、弁済期を平成29年4月1日とする100万円の売買代金債務を主債務とする保証契約が締結された場合には、その後、買主と売主が弁済期を同年3月1日と前倒しをし、あるいはその代金債務の額を150万円に増額変更したとしても、保証人との関係では、飽くまで弁済期は同年4月1日であり、100万円の限度での保証債務となる。

2 改正法案

改正法案においては、民法を国民一般に分かりやすいものとするため、その旨を明文化することとしている(第448条第2項)。

(参照条文)

改 正 案	現 行
<p><u>(保証人の負担と主たる債務の目的又は態様)</u></p> <p>第四百四十八条 (略)</p> <p>2 <u>主たる債務の目的又は態様が保証契約の締結後に加重されたときであっても、保証人の負担は加重されない。</u></p>	<p><u>(保証人の負担が主たる債務より重い場合)</u></p> <p>第四百四十八条 (同左)</p> <p>(新設)</p>

7問 約120年を経て、現行民法について現代の社会・経済への対応を図るというものであれば、今後も検討を続けていくべきではないか、法務大臣に問う。

〔前提・社会経済の変化への対応の重要性〕

- 民法制定以降これまでの間における我が国社会・経済情勢は、取引量が劇的に増大するとともに、取引の内容が複雑化・高度化する一方で、情報伝達の手段が飛躍的に発展したことなど、様々な面において著しく変化しており、今回の改正法案は、このような社会経済の変化に対応することを目的としている(注)。

(注) 社会・経済の変化への対応を図る観点からの主な改正項目としては、①職業別の短期消滅時効の特例を廃止すること等による時効期間の統一化、②年5パーセントの法定利率の年3パーセントへの引下げ及び市中の金利動向に合わせた変動制の導入、③事業用融資の保証人になろうとする個人についての公証人による保証意思確認手続の創設、④定型約款に関する基本的な規律の創設等を挙げることができる。

- 今後も、民法を社会経済の変化に対応させていくことは重要であると認識。

〔法律の安定性〕

- 他方で、民法の債権関係の規定は、取引社会を支える最も基本的な法的インフラであることから、その規定内容を変更することに伴う社会的なコストにも留意が必要である。



〔結論〕

- そこで、法務省としては、社会経済の変化への対応の必要性と改正に要する社会的なコストを勘案しつつ、改正法案の施行後の状況を注視した上で、更なる民法改正の必要性について、検討してまいりたい。

(1)

(2)

【責任者：民事局 筒井民事法制管理官 内線 [REDACTED] 携帯電話 [REDACTED]】